

公布された規則のあらまし

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三四号）

- 1 平成二三年東日本大震災により、災害救助法による救助の対象となった区域等から佐賀県の区域に避難した世帯で、当面の生活費を必要とするものを、生活福祉資金貸付事業の貸付けの対象とすることとし、及びその貸付条件を定めることとした。（第五条及び別表第一関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。